

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成 7 年水戸市規則第 16 号）第 129 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 25 日

水戸市長 高 橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業務名 水戸市平和記念館管理業務
- (2) 業務内容 受付等管理業務全般
- (3) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 発注課 市民協働部文化交流課

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者。

3 契約相手方の決定方法

別紙の「見積参加申込書」を期限内に提出した者のうち、上記 2 の選定基準に該当する者から見積書を徴取し、見積金額が予定価格内で最低の者と契約を締結する。

4 見積参加のための事前申請について

提出期限までに「見積参加申込書」を担当課まで提出する。

提出期限：令和 8 年 3 月 10 日（火） 午後 5 時まで ※期限厳守

5 担当部課名

水戸市市民協働部文化交流課

電話：029-291-3846